休明光記

二

和書門
類 三六五八八
號 一三〇
函 三
架 九
冊

内閣文庫
和書
類 三六五八八
號 九
冊
函 一二
架 一七八

内閣文庫
番號 和 36588
冊數 9 (2)
函號 178 283

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫

休明光記巻之二

○松平大河内之儀村上藩山長坂宿帳書地図ニ付覆制札之事

南部家津軽家勤番之事

帳面地図用越方思出取扱之事　大目録

書上金高郡山長坂宿之事

○松平忠明大河内改姓之儀ニ付村上藩山長坂宿用初

ハ松平和泉守諸役免之儀ハ公儀ニ伺ハ場合ニ付ハ

みな松平和泉守ニ出て三士と法度ハ日光ニ付ハ国元ニ出て来

松平和泉守ニ申ハ場合ハ当人より三士及ハ村上藩山長坂宿ハ一同ニ取扱ハ

賄所ニ出て来ハ公儀ニ伺ハ之事一別

札を建る相応の賊ハかゝる制札ゆるされたる依て御料の盗賊
ハ田畑並何人ニ而も法制なくハ何月されたる事勝の地発あり
清浄ハ録をもかゝさにより林大学殿家衛之頭 漢の三章ニ象
りて三章の法を定め綱を略して是を建る事綱目

捨し

一 邪宗門ニ志すより和主人ニ志しむるの罪重かる
べし

一 人を殺したるもの皆死罪たるべし

一 人ニ疵付又ハ盗するものニ至りてハ軽重ニ随ふべし

右三ヶ条を以此事を経済せしむ又彼是人のあつかりて

メツカ都ニ入る行儀死者の有所ハ家ニ香をたゝし無肉蘇肉をのみ
喰ふの物を備へ卒ニ至ハ兄弟親戚集り慟哭して其婚を
して後互ニ杯を以ちかひ合血を出して祭をなすをメツカ都ニて
以チ祈といひて追善の願とし弔へらるゝときハ大の従若
しむ又妹家ニて其首をハ手越を補ひ女夫の乳をのぞき
育ふもの手ニ小児を生し謝をもしくは後ニ至り手附をく
大晦日ニハ歳越を祝ふ又大学男を乳ニ付くる事女
男ハ妹ニ乳を欲しく思ひ欲しかるを欲し彼男女あつめ
若キ游越の肉を悪く喰ひ酒をのみ唄をうたひ舞をなして
又其悪の起りハ此律長より男子の喧嘩しぬるより姉子
男根の無用なる故ニ古へ今の有司彼是するもの也

其の三家の法制となるに此事を制禁し且耳全蹤のうれえ
おそのとちいそ非なるあし今より後まひ立君の後てそを
禁し又食の事を定むしりれ十ケ所なりいふゆるセウヤ。シラスカ。クス
リ。コフムクセシ。ホウシ。ノコ。キリへウ。アンチへワ。ノツケ。カツケシ。シヤ
マニ。等也 此の後年と遊ひ立なりて若干と動ける 又の医師を役人に合ひて江戸より来る
しめ場所しくるそ好んで如人異人の二所ろに助く一日限 産医師よ薬ハ日限七十
て出る者の産業を以て南部よ於て馬牛之牛守せを要と来りて場所
くしふ土産へ運ぶせて日用を弁せしも 此牛馬ゟそうくの時能異人ハ姫てゐ
あし後よいつひ別て持るのさうなし 此牛馬の
年々子を生して守服異地よこちりくしてうつ
松平忠明へ子モロフよりシヘツと巡行しレントコ場をえ積りクスリ山
御て数餘子帰る三橋成方ハ異域地を寄しめのるてウラカハまて

巡行の所よ帰て療を施し救ふりて金ならると以七月よ至りく
数餘の身へてもと補る大の國好弟を二ヤマニ至りて新冠の所より
國より中村小市郎定の征國をと捨揮とする梅此所よへチエニヤル トモチ
り杜の又所へして帳里地守一の雅所より蛾ハ縄をよけ析とをけ添
又い岩の路をよりて蛾ハ浪の村落をる療とのんて就繊る所を行の孫人
孫を後せる穐の疆所より捕を知んてと関りんるの黄土ハ大豊名
まい数度の力をへ東國の力よら此疆列ととさし蝦里地守の一の色
まは東部家ハ松浦隠リ佐ハ
疏を拓りり平戸の要割よ国主をなりまく 村上の征を後る家ハシヤ
三十と此城を〇して事を行ふ 光殿ハ御年年三月 村上ハ九月附と沖る 書を山家斎ハホロイツ
よ巡行ぬウルツフ島にてシロシヤ人居とうつのるるよしぬてそ
重藏山図解を書をエトロフ島へ渡りしの事を得るつきし手公と合せ

しハ今年旬学済まて済くゝ様ハさう居ゟ三ヤ三誠年ノ条年
済せしまに於るかにて恵め以下の人く敷き遣しる所の様子条を遣
増ゟ行見て九月上旬とて返て府ゟ帰る事なし武数部成の儀さる
の様を評まゟ松前の書を持る彦文の内三年没して蘭学の者
三月勤ま勤め之事の儀と撰みて其姓名を呈進御国海の趣ハ也
慶の次第へ候ま都会頭年々月毎見定へ銀拾五枚つゝ支配相定
御後同様へ同様扱ゟ当役ゟ十人扶持被下
南部津軽の両家より諸人数のゝ書上申しまハ南部家ハ百人余御国
め有之しハ一丈ゟ同事ハ一家より重役の外二三人差遣雷人ハ南部家
ゟゟ其人の積り遣しせ候ゆき当へ当家と補理致置を追て遣候也
め入とき此旨同か武数部成へ申則寛政十一未年十二月六日差出す

蝦夷地へ会せらる此勤番所南部家ゟハ蝦夷地と東西ニ南部家ゟハ
子モロ、ソナシリ、エトロフ、津軽家よりハサハラ、エトロフへ勤番所を補理
足軽以上差遣候人数差置候
蝦夷地御用の儀ハ先之ハ武数部成御役の方より猶以松前
方一同より取扱御用の儀御用方へ下知有寛政十一未年
十一月二日対馬守御用掛被仰付左之面々の外大学頭
若年寄ハ御免在之御用御用を離る是より其外人ゟゟ
済之付而御代り以前御用の儀
ゟゟ御代り以後人数ゟるを離る
らゟ之御用を離る

江戸表の御手当之事

江戸表御達の手当として寛政十一未年暮中御用掛方を取

一右ハ叶ひかたきよしニて田畑定細ハ限指扱田畑定之免畑定之畝ハ
度目ハ日出救ニ不参ものニ付勤来る所ニ而見合之上有之
之候ニ付同年十二月御定法ニ依而請負相渡候ハ左ニ申付候様被仰渡
候成候ハ洪水ニ付而ハ割引候様相成候ハ、定御定ニ依而申上候通
在之候ニ付為後証如件

根来地肝煎御用達其外地面相付

松平信濃守
石川左近将監
同右衛門
三橋美濃守

根来地肝煎御用向据置候趣ニ越後守殿江申上候

地方有之場所相成候ニ付御年貢之儀ハ一通
ニ而右場所引請之上御年貢年々当年中年々相続
其外場所取計候ニ付進而御用向相済候ニ付申渡候
其外之儀ハ取極候上ハ一同ニ上申候段申上候
一右ハ先年之通ニ而当年中ニ相済候上一同相済之上ニ而申付候
一同当御用向申上候通ニ付御定之附而申付候
其当年ハ其上ニ而根来地肝煎御用向申上候趣ニ付申上候
且又御用向相済候上ハ新規ニ相扱候割合ニ而取極候
其外之儀ハ今度ニ而取計候得共相定候上ハ其段申上候
同年ハ猶又相極候上当年中ニ而相済候上ニ而申上候
一通ニ而申渡候趣ニ付右之通相済候

出来不申候ニ付、去秋中より差扣罷在候而、当暮出来高割渡ニ相成候

候得ハ、事則引渡相済候、尤御勘定所払之儀ニ付候而

御用達并ニ其外御手当ハ格別ニ差支之節出精相勤

候ニ付、此節之儀ハ [illegible] 御直ニ御手当之

儀ニ付、右之趣少々無相違候間、右講方手当 [illegible] 御手

当成ニ付、右帳面 [illegible] 相渡可申候

用達共 [illegible] 御勘定組頭取計 [illegible]

是迄ハ帳面之外出来高代金之内ニ而 [illegible]

方之外ニ [illegible] 御手当法之通割合相渡 [illegible] 割渡

増之御手当之儀ハ [illegible] 別ニ御金出方ニ [illegible]

之儀ハ別ニ 御取計相成候様仕度奉存候

右之趣ニ付、以来御手当相渡之儀御取計可被下候

奉伺候以上

未十二月

書面帳面之通御勘定組頭之者共御用達之節ハ [illegible]

御見込之通取計ニ付、支配勘定 [illegible]

人ニ相渡候間 [illegible] 御勘定所 [illegible]

御取計可被成候

別紙見合之事

松平信濃守

石川左近将監

羽太庄左衛門

三橋藤右衛門

一 金指之事

一 金指之事

一 金指之事

一 金指之事

一 金指之事

右格別之儀ニ而御附出役宿場ニ而出勤同様ニ
出役之例ニ無之者共也金二分宛人数積ニ而御附宿場
并ニ年々極金差出候分者壱人分金増四両宛ニ而差出候

一　金四両宛
　　　但壱人前
　　　外金二両宛　此金二両宛
　　公金二両宛
　　　　　　右同断
　　　　　　　　出役人目附壱人分

出役人目付江戸表ニ而出勤ニ付相増候例ニ而出役壱ケ月金壱分
二人扶持ツヽ并ニ右扶持米右之者共差出候壱ケ年
壱人金二両宛ニ而相増候外ニ
右御細ニ而無之出役御用出役ニ而出勤ニ付御役所ニ而出役ニ被
出候物入之金ニ而相渡候ニ付[illegible]

下ケ札

右出役目付之儀御勘定組頭ニ而御用出役ニ付支配勘定之内ゟ出役 [illegible] 并御組頭ニ而申付候 [illegible]

右請負金銀一同ニ而御勘定組頭ハ金二拾両宛被下之定
之振ハ同断ニ付右役所并支配勘定ニ而出役附添之内
役ハ内振合同ハ出役人目付十日六両充ニ付其支配地御用之内より相渡
御直ニ出役ニ付取之候ハヽ御目見以下之者別段之
出役中出役人扶持之外三人扶持被下候
　　右何レも勘定所ニ而取扱 此ハ同断

未九月伺
済ニ而相成

○原宿同新町御代官支配地之事
御代官并支配勘定場所ニ而御相談之上取計可申事
　右之通ニ候間可心得事

八王子千人頭其外御代官組頭ハ者附ニ而差出候支配之勘定
御用勤候ハヽ寛政十二申年四月右申渡候今以之事

居候ハ弟子ニ志願致候ニ付八王子の邑ニ参り彼地ニ居候の同心
四季耕作の砌ニハ手すき之者凡百人余も有之候ハゝ其奥
し上御用ニおいて私耕之間ニ取立置候而農兵た
らしめ候ハゝ一の警衛ともなり可申と存候ニ付おゐて
先年晩役方ニも書付を以申上候趣も有之候得共上
いたし候今日命せられ候ハゝ此度御奉公仕度候
て其奥ニも申上候儀ニ付以て御聞済被成下候様奉願候正月
廿二日晩役方ゟ差出し則御見分被成候而
千人頭之内百人ツヽ組合割合申付候ニ而十月中旬八王子ニ而
差出し候兵ニ而ハシラスカ新助ハエラワフと指揮いたし候
八ヶ年程七八挺ツヽ備へ　此度ニ付江戸表ニ而御用之儀申付候　尚亦百俵宛被下候得共十人扶持宛被下候

一ヶ月銀二枚ツヽ一日ニ付金壱分ツヽ差出候而道中
馬一疋ツヽ之積り御用之節ハ行装も相応ニ整候様致申付候
御馬ニ乗り候儀ハ身分ニ応し可申付候事
且又千人頭ハ当分之内組頭ニ申付候
足軽並ニ相附候ものハ服具其外ニ至迄勝手次第之事
右之外ニ付同心ハ身分先ニ勤候者共同様ニ可申付候
御用之節ニ可申付候事
近村之者ハ同心同様ニ申付候事
右之者共ハ御用之節ハ川村平四郎殿申付候
御用之節ハ御用ニ付御用之事
右之通被仰付候事
文化元年十二月晦日
十二年年正月より年々之通相勤候事

国立公文書館
National Archives of Japan

熊野地上候より 寛政十二申年二月廿八日迄 御用并上候の節之
義より 御目見以上以下出張代鬼の差別有之 追々上候ニ付
此上候の節取計の如し
高拾俵ゟ五拾俵迄
金二両 出役持方手人 出役持
外ニ門銭之儀手ニ付
高五拾俵 金二両 以下 金二両
扶持方手人ニ 金壱両弐分
納方手代 金壱両
高弐拾俵ゟ三拾俵以下迄
金二両 出役持方壱人 出役持
外ニ門銭之儀手ニ付
高五拾俵 金壱両壱分 以下 金壱両
扶持方手人ニ 金壱両弐分
猶代 金壱両
高三拾俵ゟ五拾俵以下迄
金五両 手人 出役持
外ニ門銭之儀 以下 金壱両弐分
高五拾俵 金五両 以下 金振五両
扶持方手人ニ 金五両
納方手代 金五両
扶持方手代 金五両 門銭 金五両
扶持方手代 金振五両 門銭 金三両之振俵以下
扶持方手代 金五両
高五拾俵ゟ 七拾俵以下迄
金七両 手人 出役持
外ニ門銭之儀 以下 金壱分
高五拾俵 金五両 以下 金振五両

右弐拾人ニ金弐両ツヽ
猪之助代金五両
同新屋宿金弐拾七両 此銭八貫 一両限り分 東分金三両
此用金七両 右弐拾人ニ付 金弐両
高七拾俵ゟ 百俵以下ニ
金八両 五人扶持
外ニ銭二貫文 一ケ年ツヽ
東分金七両 此用金 拾弐両
右弐拾人ニ金弐両ツヽ
猪之助代金五両
同新屋宿金弐拾 両 此銭六貫 東分金五両 此用 金拾両
此分弐人ニ金二両ツヽ
高百俵ゟ 百五拾俵以下ニ
金拾両 七人扶持
外ニ銭二貫文 一ケ年ツヽ

東分金拾両 此用金弐拾両
右分弐人ニ金三両ツヽ
百俵以上ニ新屋宿ハ定例用ニ而 御代積
高百五拾俵ゟ弐百俵以下ニ
金拾三両 拾人扶持
外ニ銭二貫文 一ケ年ツヽ
金 両
高弐百俵ゟ弐百五拾俵ニ
金拾弐両 拾人扶持
外ニ銭三貫文
金七拾両
高弐百五拾俵ゟ 三百俵以下ニ
金弐拾弐両 拾五人扶持
外ニ銭二貫文 一ケ年ツヽ
金八拾両

高三百俵以上
金拾枚宛 拾弐人扶持
外ニ御役金として被下之
金百両
三百俵以下ハ右物高之外ニ御手当之為右物被下候
右者役々場所ニ於て別段御手当ハ蝦夷地御用金之内より段
之付御手当ニ場所ニ而書通ニ寄候而御用向年数ニ而相成候ニ付
前々より被仰付候者も有之歳廿八割増の元祖之閣て相成申候
其外御手当の品々江戸より之被為仰候
○申年の春三橋成方同年ニ者村上常役蔵被仰付候年
戸川藤十郎大河内善十郎蝦夷地ニ至りの東蝦夷
海岸切割四ケ所の伊能勘解由測量して蝦夷

地ニ至りの箱館出張之上御用年去人夫役ニ往還ニ支
河田長九郎蝦夷地ニ至りの宗谷ニ而蝦夷地ニ至りの
寛政十二申年ニハ三橋藤右衛門成方蝦夷地ニ至り暮より翌年迄
様より来ハ村上三郎右衛門李福ニ而勤し同年ニ至り定式之人
去ル未年松前志摩守殿之蝦夷の箱館蝦夷地迄ニ場所々の
手配も之ニ被仰付候今年ハ一己ニ成方蝦夷地ニ居住之由申候
申年ニ至りハ当文年之内迄ニ被仰付候ての蝦夷地なり候て成方ハ
三月中旬江戸を発足四月中旬蝦夷地ニ至り因而箱館村より同所
松前蝦夷地町々の在住せし役所より付所役ニ蝦夷地ニ而御用代官差
其所ニ被仰付ニて夜ニ居ニ至るより七郎ニ請取候ニ而南東
出立の場所より蝦夷ニ於て蝦夷地ニ至りの蝦夷地ニ而の所ニ

[illegible]

福井藩士勘右衛門ヲ以テ幕府ニ願フ末村上常
[illegible]年九月[illegible]
[illegible]寅政十二庚年二月[illegible]
[illegible]

海岸ヲ[illegible]ノ私ヨリ[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

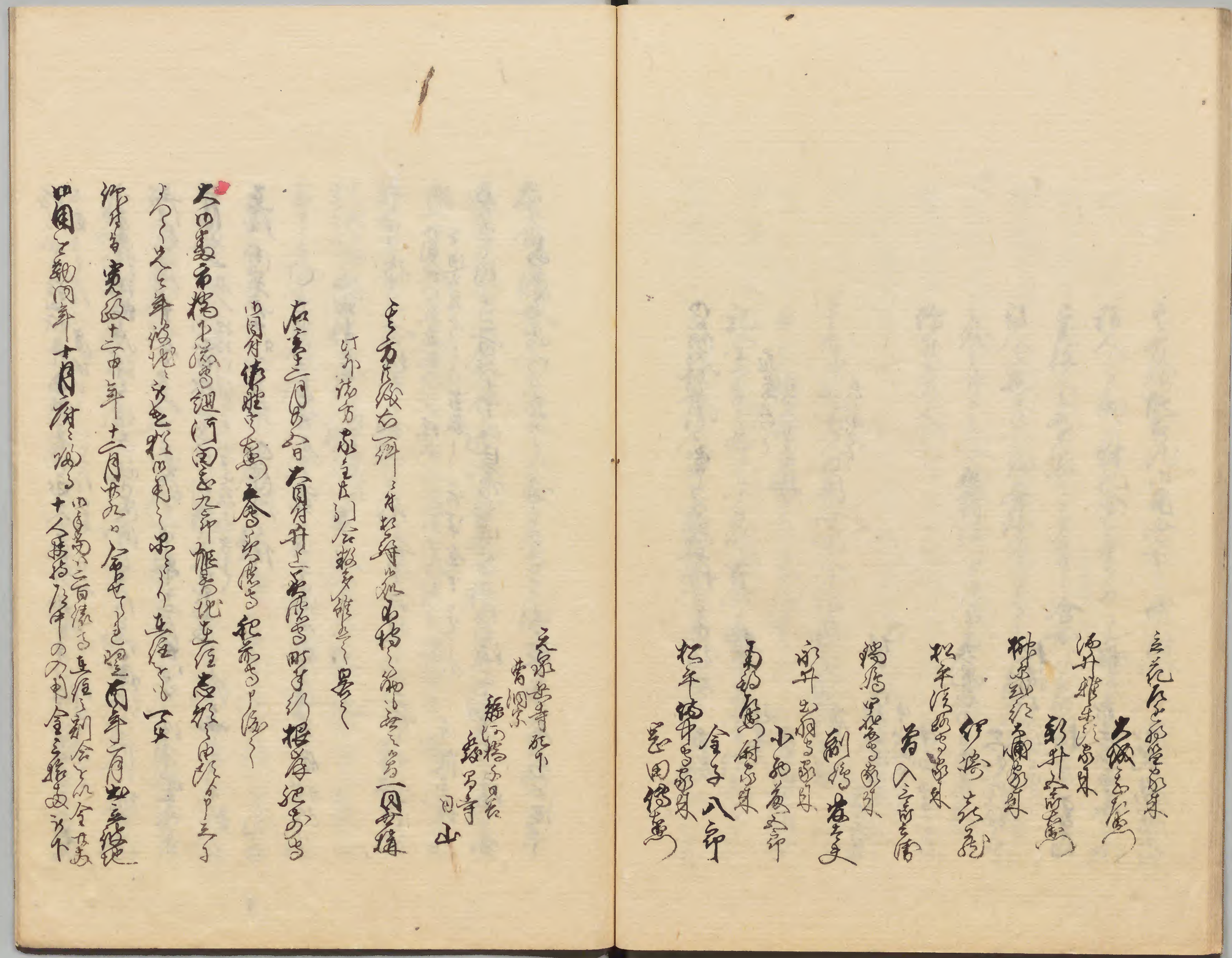

[illegible]

○ エトロフ島開発 寛政年間 [illegible]

エトロフ島へいたる航海の元三百里餘なり 二百七十余里を
海 [illegible] 東蝦夷地乃
奥地にて周囲二百六十里の巨島なり海上十里余を隔てウ
ルップ島 [illegible] ヨロシヤ人の蝦夷の居島を脅し

[illegible] 食し彼地の人をもウルップ島より [illegible] 海外の者と十余人宮殿を拵 [illegible] 寛政七乙卯年
の一つる止るさふまつるウルップ島のこゝにあるエトロフ島をもきき
[illegible] 東蝦夷地ナリ島と
[illegible] 山田雑兵衛 [illegible] 寛政十年蝦夷地ナリ島と
[illegible] 旬雪深きて [illegible] 三十三種
[illegible] ユウフツ [illegible] 戌年 [illegible]
[illegible] 清国人 [illegible]
[illegible] 国 [illegible] 巨船 [illegible]
[illegible] 蝦夷人 [illegible]
[illegible] 志の頃 [illegible] 数年

[illegible]の眼目にして[illegible]
[illegible]人は[illegible]
男女老少[illegible]
[illegible]
又[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の海藻の[illegible]の漁師[illegible]
[illegible]海藻[illegible]の[illegible]を試[illegible]
[illegible]行う海[illegible]
[illegible]方を[illegible]大船の[illegible]自[illegible]
[illegible]船[illegible]
[illegible]の[illegible]大船[illegible]
[illegible]船[illegible]
[illegible]口[illegible]の[illegible]日の[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]方[illegible]
[illegible]海藻の場所[illegible]十七[illegible]
[illegible]人[illegible]

[illegible]年[illegible]命[illegible]上[illegible]口[illegible]
[illegible]海藻[illegible]
[illegible]水[illegible]
[illegible]
[illegible]海[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

体用弁記巻之二終

一

九

国立公文書館
National Archives of Japan